

一般社団法人 日本原子力学会

東北支部規約改定案（修正版）

平成 28 年 5 月 11 日

平成 28 年度第 6 回定時支部大会承認（予定）

（目的）

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「学会」という）定款細則第 7 条ならびに組織規程（0103）第 4 条に基づき設置された東北支部の組織・運営にかかる基本的な事項を定めることを目的とする。

（支部の範囲）

第 2 条 支部は組織規程第 4 条で規定する、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県（以下、「東北地区」という）をその活動範囲とする。

2 支部は必要に応じ支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

（支部の設置目的）

第 3 条 東北支部における支部会員相互の研鑽、情報交換、連絡調整を通じて、東北支部の活動範囲において定款第 3 条に定める学会の目的を達成する。

（支部会員）

第 4 条 東北地区に住居あるいは勤務先を有する会員を支部会員とする。

2 住居所在地と勤務先所在地が異なる支部地域に存在する会員は、所属する支部を選択できるものとする。

（事業）

第 5 条 支部は、第 3 条の目的を達成するため、定款第 4 条の定めるところに従い、講演会、講習会、見学会等を開催するほか、支部活動あるいは学会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。

2 支部は、学会の活動の趣旨に沿う場合において、学会以外の組織と講演会等を共催する、あるいは、学会以外の組織が主催する事業を後援することができる。

(支部事務所)

第6条 支部は、仙台市内に事務所を設ける。

(支部幹事)

第7条 支部に、支部長1名を含む若干名の支部幹事をおき、支部幹事会を構成する。そのうち、1名は会計担当幹事とする。また、原則として1名以上の副支部長を置く。

2 幹事の総数については、支部において定める。

3 支部幹事は支部大会において当該支部会員のなかから選任し、その任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合の補充の方法については、支部において定める。ただし、補充で選任された幹事の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

4 支部長は、学会長が委嘱する。

(支部長、副支部長、支部幹事の任務)

第8条 支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の任務を代行する。

2 会計担当幹事は、支部における予算およびその執行を統括する。

3 その他の支部幹事は会務を処理する。

(支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など、第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

2 支部幹事会の運営に関する事項は支部において定める。

(小委員会等)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。下部組織の設置、運営規則等は支部幹事会で決定する。

(支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が招集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分周知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。

3 各支部においてあらかじめ定めた場合は、書面あるいは電子メールにより当該議事について意思を表示することもできるものとする。

(議事)

第 12 条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(顧問)

第 13 条 支部に、顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが、特別の権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

(支部経費)

第 14 条 支部の経費は学会本部よりの交付金、支部主催行事による収入、支部が発行する刊行物の売上、その他の収入をもってこれに充てる。

2 支出については、本部が定める諸規則に基づくものとし、原則として、その都度学会事務局から支払う。

(改定)

第 15 条 この規約の変更には支部幹事会、支部大会の議決を必要とする。

附則

1 この規約は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

2 改定履歴

① 平成 14 年 4 月 17 日支部総会一部改正

② 平成 22 年 12 月 3 日平成 22 年第一回臨時総会一部改定

③ 平成 28 年 5 月 11 日平成 28 年度第 6 回定時支部大会一部改定（予定）

以上